

予 算 要 求 資 料

令和3年度9月補正予算

支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：企画調査費

事業名 新 自動貸出機のスマートフォン対応化

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

岐阜県図書館 管理調整係 電話番号：058-275-5111 (内 291)

E-mail：c21803@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 補正要求額 2,420 千円 (現計予算額 0 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その 他	県 債	一般 財源
現 計 予算額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補 正 要求額	2,420	0	0	0	0	0	0	0	2,420
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

県図書館では令和元年度12月から、貸出証(利用者カード)を提示する代わりに、スマートフォン等で貸出証のバーコードを表示させ図書等の貸出ができるシステムを導入している。

ただし、現状では、スマートフォンを利用した貸出の場合、自動貸出機による手続きができず、カウンターでの対面による貸出手続きを行わなければならない。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、非対面方式が推奨される状況下において、スマートフォン利用による貸出の場合でも、自動貸出機が使えるように環境整備を行う必要がある。

今回、本事業によって既存の自動貸出機を改修し、スマートフォンで表示された貸出証のバーコードを読み取り可能にすることによって、スマートフォンでも非対面・非接触での貸出手続きを可能にし、感染対策を強化するとともに、利用者の利便性向上を図る。

(2) 事業内容

現在使用している自動貸出機のうち、外付けバーコードリーダーの取り付けが可能な一台に専用機器の調達やシステムの一部改修を行い、スマートフォンを使用した非対面・非接触での貸出手続きを可能とする。

(3) 県負担・補助率の考え方

県が設置運営する施設であるため県の経費負担は妥当

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	(千円)	事業内容の詳細
委託料	2,420	自動貸出機プログラム追加開発等委託料
合計	2,420	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 事業主体及びその妥当性

コロナ禍において、スマートフォンを利用した貸出の際も非対面方式での図書の貸出を可能にするため、県が実施すべき事業である。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

<input checked="" type="checkbox"/>	新規要求事業
<input type="checkbox"/>	継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 今年度中に自動貸出機の改修を行い、スマートフォンでも非対面方式の貸出手続きができるようにする。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

スマートフォンによる貸出回数を把握することができないため、明確な指標を設定することができない。

（前年度の取組）

（前年度の成果）

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い	
(評価) ○	コロナ禍において、スマートフォンを利用した本の貸出の場合でも、非対面方式での手続きを可能にする事業であり、社会情勢を鑑みて必要性の高い事業である。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価)	
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある	
(評価)	

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 自動貸出機のスマートフォン対応化後の利用状況等を鑑み、追加配備について検討する必要がある。

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 今年度中に、自動貸出機においてもスマートフォンを利用した貸出手続を可能とする。
--